

【協議（5）】地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る令和7年度地域公共交通計画の認定申請について

とよやまタウンバス南ルートは、国の補助を受け路線の維持・確保を図る「地域間幹線系統」に位置付けられている。令和7年度事業分の申請は令和6年6月30日が申請期限であり、申請には法定協議会での承認を要するため、申請内容を協議するもの。豊山町地域公共交通計画の本体とともに、次の書類を提出する。

○地域公共交通計画別紙

(名称) 豊山町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>本町の幹線道路網は充実しているものの鉄軌道がなく、バス交通による公共交通網を形成している。特に地域間幹線系統であるとよやまタウンバス南ルートは町内と名古屋栄とを結ぶ路線であり、通勤・通学・通院等で町民にとって無くてはならない公共交通となっている。</p> <p>しかしながら、自家用車の普及やバスの担い手不足による人件費の増加等により収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、とよやまタウンバス南ルートを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>「豊山町地域公共交通計画」では、既存路線の維持と国の事業の積極的な活用を実施することとしており、地域間幹線系統を確保維持することは、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
①バスネットワークに対する住民満足度	令和2年度より10%増
②バス利用者満足度	令和2年度より10%増
③バス停から300m範囲内の人口カバー率	95.0%
④豊山町を走るすべてのバスの年間利用者数	2,000,000人
⑤とよやまタウンバスの年間利用者数	80,000人
a 北ルートの年間利用者数	11,000人
b 南ルートの年間利用者数	69,000人
⑥とよやまタウンバスの町負担率	50%
(豊山町地域公共交通計画 P41 参照)	

(2) 事業の効果

とよやまタウンバス南ルートを維持することにより、名古屋栄方面へのアクセス性が向上することから、町民の通勤・通学や買い物など、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他のバスや電車等との接続が可能であり、効率的な運行体系が実現できるほか、町民の外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスロケーションシステムの導入によるバス待合環境の改善（豊山町、事業者）
- ・多様な交通サービスとの連携や新たな交通サービスの導入（豊山町、事業者）
- ・高齢者の公共交通利用促進
- ・きたバス（北名古屋市）、こまき巡回バス（小牧市）、かすがいシティバス（春日井市）との連携（豊山町、事業者）
- ・とよやまタウンバスの便数や運行ダイヤの改善（豊山町、事業者）
- ・町内を走る全てのバスネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布・HP公開（豊山町）
- ・サイクル&バスライドの推進（豊山町） 等

（豊山町地域公共交通計画 P42～45 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統名 : とよやまタウンバス 南ルート

運行系統の概要 : 平成18年度から運行しており、豊山町航空館boonと名古屋栄を結ぶ路線である。買い物や通院、通勤、出張等のビジネス利用客も多く、生活路線として必要不可欠である。

運送予定者 : あおい交通株式会社

（表1参照）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るとよやまタウンバス南ルートについて、その運行に係る費用総額のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

（差額分については、豊山町のみで負担する。）

（表2参照）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・乗降調査 ・OD調査 ・バス利用者アンケート調査（バス車内に調査員が同乗し、アンケート記入を依頼） ・バス停勢圏人口カバー率の算定
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙1参照
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>・令和6年6月14日 令和7年度地域公共交通計画の作成に係る協議</p>
<p>19. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>町民意識調査を実施した結果、重点的な対応が望まれる施策として、「利便性の高い公共交通」が挙げられた。そのため、本計画では自動車に頼らなくても、子どもや高齢者も安心して町内を回遊するとともに、町外への通勤・通学や買い物、通院など生活に必要な施設に行きやすい公共交通環境の充実に取り組むこととしている。</p>